

特定非営利活動法人いわき自立生活センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人いわき自立生活センターと称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福島県いわき市に置く。

(目的)

第3条 本会は、障害者が自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類およびその事業の種類)

第4条 本会は、本会の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表の「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行い、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業
- (2) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
- (3) 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業
- (4) 障害者福祉サービス事業
- (5) 旅客自動車運送事業
- (6) 生活困窮者支援事業
- (7) クリーニング業
- (8) シェアハウスすいすいの設置運営事業
- (9) イベント等に人材を派遣する事業
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 本会には、次に掲げる会員を置き、運営会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 運営会員 本会の目的に賛同して入会した個人および団体。
- (2) 一般会員 別に規則において定めた会員。

(入会および会費)

第6条 本会の運営会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事会は前項の入会申込み者が、本法人の目的に賛同し第4条に定める事業に協力できるものであると認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認し、入会申込み者に対し、これを通知するものとする。

3 前項の通知を受けたものは、別に規則において定める年会費を払い込むことによって運営会員となることができる。

(退会)

第7条 運営会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 運営会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 本人が死亡し、または運営会員である団体が解散したとき
- (2) 会費を1年以上滞納したとき

(除名)

第8条 運営会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、本会の定款または規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により運営会員を除名する場合は、その運営会員にあらかじめ通知するとともに、事前に、その運営会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第9条 本会は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第11条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、総会で選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第12条 理事長は、本会を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第10条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第4章 会議

(会議の種別)

第15条 本会の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、運営会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第17条 総会は、特定非営利活動促進法およびこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更
- (2) 会費の額
- (3) 理事の選任、解任、報酬、職務
- (4) 総会に付すべき事項
- (5) その他本会の運営に関する必要な事項

(会議の開催)

第18条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
- (2) 運営会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
- (3) 第12条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集の請求があった場合

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合
- (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(招集)

第19条 総会および理事会は、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面を、開会日の2週間前までに発して行わなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはファックス、E-mailをもって、開会日の1週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。

4 前条第2項または第3項第2号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の運営方法)

第20条 総会および理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第21条 総会は、運営会員が過半数出席した場合に開会することとする。

2 理事会は、理事が過半数出席した場合に開会することとする。

(議決)

第22条 総会および理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会および理事会において、第19条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第23条 総会または理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第21条、前条第1項および第29条の規定の適用については出席したものとみなす。

(書面等による議決)

第24条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはフ

アクセス、E-mailにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第25条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第26条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、その翌年の3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第27条 本会の事業計画および収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画の変更および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告および決算)

第28条 本会の事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第29条 この定款は、総会において出席した運営会員の過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第30条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した運営会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散でき

ない。

(合併)

第31条 本会は、総会において出席した運営会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第32条 本会が解散の際に有する残余財産は、解散の総会において出席した運営会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 雑則

(事務局)

第33条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第34条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本会のホームページに掲載して行う。

(実施規則)

第35条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の運営会員の年会費は、第6条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

年会費 2000円

3 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 熊谷繁治

副理事長 鈴木 実

関根 博

理事 高村トミ子

村上 亘

飛田市子

蛭田真由美

監事 椎野輝三

面川 操

新妻 登

4 本会の設立当初の事業年度は、第26条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成14年3月31日までとする。

5 本会の設立の事業年度の事業計画および収支予算は、第27条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 本会の設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から平成14年6月30日とする。

7 変更後の定款は、令和 6年11月 1日より施行する。